

機関名:同志社大学

総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件 (改善事項)
<p>ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、ルール周知、不正防止計画の実施、特殊な役務に関する検収、非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理、リスクアプローチ監査など、所要の対策が着実に実施されている。</p> <p>本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特になく、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。</p> <p>今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 (1) ルールの明確化・統一化 【ルールの周知について】 ○ 「公的研究費の運営・管理に関するルール一覧表」の通りルールの全体像を体系化し、分かりやすい形で周知している。分かりやすく周知するための工夫として、文章ではなく表形式で図示すること、また学内者向けよりアクセスが容易な学外者向けのホームページに掲載している。</p> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 (2) 不正防止計画の実施 ○ 不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策の策定・実施について、実務面では学内規程に基づき、公的研究費の運営・管理を所管する研究開発推進機構が負う部分が多いが、内部監査部門が行うモニタリングとは別途、防止計画推進部署として実施するモニタリング活動により、具体的な対策の策定・実施に係る内部統制システムの点検機能を果たしている。また、具体的な対策の実施状況の確認については、体制整備自己評価チェックリストを提出する上での統括管理責任者と監事の打合せ会に防止計画推進部署も参加することにより行うこととしている。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【特殊な役務に関する検収について】 ○ 役務の検収については、物品の検収よりも方法が複雑になるため、「公的研究費等による役務の検収マニュアル」及び「公的研究費等の役務の検収に関するQ&amp;A」に基づき行っている。具体的には、成果物がない機器の保守・点検などの場合は、作業完了報告書の提出を求め、可能な場合は検収担当者が立ち会うこととしている。</p> <p>【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について】 ○ 「被雇用者の募集から給与・謝金等の支払いまでのフロー図」に記載の通り、全てのフローで事務部門が関与することにより、全体として研究室任せにならない体制を取っている。具体的には、「公的研究費により人件費を執行する場合の勤務表等の管理及び旅費を執行する場合の出張報告書の提出について」に記載の通り、研究者が所属する学部・研究科事務室に出勤簿を備え付け、原則として勤務の都度当該事務室で記入させることにより、事務部門で勤務状況確認等の雇用管理を行っている。また、対象者が勤務条件等について質問がある場合は、事業実施責任者だけでなく、予算管理部課でも随時対応することが可能である旨、適宜学部・研究科等事務室で案内するようにしている。</p> <p>第6節 モニタリングの在り方 【リスクアプローチ監査について】 ○ 重点的なサンプル抽出を行うため、①特定の支出費目に偏った研究課題(人件費、旅費)、②特定業者との取引に偏った研究課題、③交付金額の多い研究課題を抽出し、そこからさらに研究者の所属が偏らないよう、最終的な監査対象を抽出することとしている。また、ここで抽出された課題から現物確認も行うことで、全体としてリスクアプローチ監査を実施している。</p>	<p>特になし。</p>